

発議案第 3 1 号

八千代市特別職の職員の給与，旅費及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第 1 1 2 条及び会議規則第 1 4 条第
1 項の規定により提出します。

平成 2 4 年 1 2 月 3 日

八千代市議会

議長 江野澤 隆 之 様

提出者	八千代市議会議員	秋 葉 就 一	㊞
賛成者	八千代市議会議員	原 弘 志	㊞
	同	橋 本 淳	㊞
	同	松 崎 寛 文	㊞
	同	小 林 恵美子	㊞
	同	堀 口 明 子	㊞
	同	中 村 健 敏	㊞

提案理由

財政事情を鑑み、議長等の議員報酬を現任期中に限り改め、議員及び市長等の期末手当の加算率を平成25年6月から平成26年12月までの間、ゼロに改める。

これが、本案を提出する理由である。

八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和49年八千代市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第16項を

16 平成25年6月1日から平成26年12月31日までの間に議長等に支給される期末手当に係る第3条第4項の規定の適用については、同項中「月額に、当該議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額」とあるのは「月額」とする。

と改め、附則に次の2項を加える。

17 平成25年6月1日から平成26年12月31日までの間に市長等に支給される期末手当に係る第3条第4項の規定の適用については、附則第11項の規定にかかわらず、第3条第4項中「合計額に、当該合計額に100分の15を乗じて得た額を加算した額」とあるのは「合計額」とする。

18 平成25年1月1日から平成27年1月14日までの間に支給される議長等に係る議員報酬の額は、別表第1の規定にかかわらず、議長にあつては1月につき440,000円、副議長にあつては1月につき410,000円、議員にあつては1月につき400,000円とする。

附 則

この条例は、平成25年1月1日から施行する。